

ZENKOKU 青税連

1990・5・31

第3次商法「改正」の動向

——その将来は——

さっぽろ大会を成功させよう！

1990年8月5日(日)～8日(水)

No.86

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

代々木リビン303号

TEL 03 (354) 4162

発行人 会長 小池 幸造 編集人 広報部長 大澤 慎一

No.86 CONTENTS 1990.5

特集：第三次商法「改正」



〈鹿児島での常務理事会
議長あいさつ〉

○商法の動向 ーその将来ー

法対策部長 白坂 博行 3 ~ 4

○第三次商法「改正」反対運動の歴史

商法対策委員長 長谷部健一 5 ~ 9

○さっぽろ大会の御案内 10 ~ 11

○ケルン税理士会会长メッカースホフ氏訪日講演を終えて

粕谷 幸男 (東京) 12 ~ 15

○会員のひろば 「友の死」

岩根 修象 (岩手) 16

商法の動向

—その将来—

(1) 第三次商法改正の流れ

1. 政府は、「商法等の一部を改正する法律案」を、4月17日閣議決定した。

昭和59年5月に、法務省民事局参事官室が「大小(公開・非公開)会社区分立法および合併に関する問題点」(以下、「問題点」)を公表して以来、実に6年間を経過している。

「問題点」の特徴は、端的にいえば、中小会社の整理・切り捨てにあった。当時の法務省稻葉参事官(現高裁判事)は、「株式会社らしい株式会社」のための法整備を目指していた。彼の構想は、考えられる限りの「法理論」を制度化しようというものであり、そこでは日本の経済構造の特徴である多くの中小会社の実態は無視もしくは意図的に捨象されていた。

2. 昭和60年5月、法務省は「商法・有限会社法改正試案」を公表した。

この試案は昭和59年の「問題点」に対する各界への意見をとりまとめ、これを前提として公表されたものであった。試案は、「問題点」より法制度提案すべき形に「整備」されて登場した。しかし、基本的な問題点は「問題点」と大きく変わることろがなかった。

そして、平成2年2月28日、「商法等の一部を改正する法律案要綱」を法務省法制審議会商法部会は決定・公表した。この要綱の柱は、「最低資本金」・「登記所における計算の公開」に絞られていた。

そして、さらに4月、「法律案」が閣議決定され、「法律案」では「登記所における計算の公開」が改正点からはずされた。

(2) 登記所における計算の公開

登記所における計算の公開は、法律案要綱まではもり込まれていたが、最後の最後で自民党において法律案からはずされた。

この登記所における計算の公開は、今回の改正の最重要項目のひとつであった。法律案要綱の段

法対策部長

白坂博行

階での内容としては、原則としてすべての株式会社に登記所での公開を義務づけ、例外として小会社(資本金3千万円未満かつ負債総額5億円未満)は等分の間猶予するというものであった。

この計算の公開も最低資本金制度と同じく債権者保護のための措置とされていた。しかし、登記所という不特定多数の者がいつでもみることができる場所での公開は債権者保護の範囲を逸脱している。債権者保護という大義名分のみが先行し、債権者保護の中身の論議が不足していたように思えてならない。債権者保護でいう「債権者」とは、現実の経済取引を考えた場合、果して誰なのか。この分析が欠けているのである。

中小企業者は、自らの判断と責任において経済取引を行っている。その判断の際、取引の相手方の決算書類が事前に入手されていれば、それにこしたことではない。

しかし、中小企業団体はこぞって登記所における計算の公開には反対の意を表明していた。このことは、中小企業者は取引の相手方の決算書類を検討して取引をするという道を選択しなかったことになる。

西ドイツにおいても同様である。多くの中小企業者は計算の公開をサボタージュしている。これは、西ドイツにおいても、中小企業者は計算の公開には反対であることを示している。

中小企業者が、自らの経済取引の中で望んでもいない登記所における計算の公開を、法務省は何故に制度化したいのであろうか。

経済団体連合会は、この計算の公開に賛成の意を表明していた。わが国の大企業の代表の集団である経団連にしてみれば、現在および将来の取引相手たる中小企業の計算内容を知ることは自らのリスクを少しでも回避するために必要であろう。

つまり、このことは「債権者保護」でいう債権者とは実質的に大企業であることを意味する。

抽象的に「債権者保護」といえば聞こえがいいが、保護されるべき債権者とは実質的に大企業なのである。

われわれ税理士は、国民そして中小企業をその存立基盤としている。もっともらしい装いをもった抽象論にまどわされて、中小企業の立場を離れてはならない。

現行商法第282条は、計算書類等の備置・公示を規定している。この規定は債権者保護を目的とした計算書類の公開の規定である。金融機関はこの規定を大いに活用している。このように現行法においても債権者保護のための計算書類の公開を定めており、現実にも活用されているのである。この規定を充分活用すれば、登記所という不特定多数の者がいつでもみることができる場所での計算の公開は不要といわなければならない。

(3) 将来の改正動向と税理士

1. 「計算の公開」をはずしたのは法務省の戦略

しかし、改正の最重要項目の一つであった計算の公開を何故に法務省はあっさりとはずしたのであろうか。それは次の二点が考えられる。

一つは登記所の受け入れ体制の問題である。現在の登記所の体制ではとてもまかないきれない。そこで光ディスク方式が完備するまで先送りしたのである。

また、一面として、登記所でのコンピューター化の財源の問題がある。

各地でバラバラとなっている現在の登記所の情報ほど、法務省は一元的にコンピューターによつて管理したいに違いない。その財源として、計算公開の登記費用が考えられているとも聞く。

したがって、登記所でのコンピューター化の具体的計画にそって、計算の公開の制度自体の導入も検討されていくものと思われる。

いま一つは、日米構造協議の検討課題にある。日米構造協議の中間報告の中で、「会社法の見直し」がとりあげられ、商法によるディスクロージャーの制度の拡充が検討課題となっている。つまり、法務省は今回の改正では、業界や自民党の意見をとりいれて改正点からはずしたというポーズをとり、今度はアメリカからの要求であるという大義名分をもって計算の公開をおしすすめるという戦略をとったと考えられる。

わが国の国民性は、「外圧」にきわめて従順である。この点に法務省はスポットをあてたのである。

2. 法務省、「簡易監査」の検討開始

最近の情報では、法務省は「簡易監査」という名称のものの検討を開始したと聞く。会計調査人という名称ではない。法務省にとってみれば検討開始は当然のことであろう。

法務省は過去に、「商法監査問題研究会」(昭和60年)・「調査問題検討研究会」(平成元年)をとおして、何度も簡易な監査というようなものを検討してきている。これらの研究会では、何らの結論をみていないが、これら研究会での検討をベースにしながら、早いうちにその構想を公表してくると予想される。

その時期はいつか。早ければ、ここ半年ないし1年位と聞く。

法務省が、名称こそ異なれ5年以上も検討していたものである。その基礎は確立しているとみなされなければならない。

3. 税理士のたすべき基本的スタンス

この「簡易監査」なるものの具体的な内容は不明であるが、われわれ税理士は、われわれ税理士の立場でこの「簡易監査」の問題をとらえてはいけない。

中小会社自身がこの問題をどのように据えていけるかをベースにおき、そのうえでこの問題について「理論」構築すべきである。

何故なら、税理士制度は納税者の権利を擁護すべき代理人制度を基本とするものであるからである。

したがって、極論すれば、税理士はこの問題について独自の見解をいうべき立場にないということである。

中小会社の立場を離れ、抽象的な「理論」をもて遊ぶことは、もはや税理士は民間の専門家でなく国家機構の一員となることに等しい。むろん、税理士界の職域拡大や職益拡大の観点は、論外である。

税理士業界はもはや自由競争に突入しているとみるのが現実的である。資格があるからといって資格や制度に安住していくは自ら滅びていく。

税理士の基本的スタンスは、自らの日常業務のなかから確立していかなければならない。

これから登場してくるであろう「簡易監査」なるものに対し、抽象的な「理論」にまどわされることなく、その制度の真の目的をしっかりと見極め、中小会社の立場にたって、検討・行動をすることが必要である。

第三次商法「改正」 反対運動の歴史

商法対策委員長 長谷部 健一

1. 勝利宣言

1984年5月9日に、法務省民事局参事官室から各界へ「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」の意見照会が出されて以来、ちょうど丸6年が経過した。



全国青年税理士連盟は、第二次商法改正以後も継続的に商法問題に取り組んできたが、「問題点」公表後、商法対策委員会を法対策部内に設置し、小澤岳彦・小池幸造・益子良一そして私という歴

代の各委員長を中心にして、全国的な規模で商法「改悪」に反対する運動に取り組んで来た。全青税は、中小企業の誕生と健全な発展を阻害する恐れのある(1)最低資本制度の導入(2)取締役・支配株主等の責任強化(3)貸借対照表等の登記所における公開(4)会計監査人監査の拡大(5)会計調査人による調査制度の新設等の法務省からの提案に対して一貫して反対の意見表明と行動をとった。

全青税並びに中小企業関係各団体の猛烈な反対運動の成果として、1990年4月に国会に提出された「商法等の一部を改正する法律案」は「最低資本制度の導入」を除けば、中小企業サイドから反対の強かった前記(2)から(5)までがすべて削除された内容となっている。ひとまず、第三次商法「改正」反対運動は成功し、一区切りついたものといえよう。青税会員の皆様の長年にわたるご理解とご協力に心から感謝の言葉を申し上げたい。

しかし、この法律案は、現在の参議院における与野党の逆転状況と「消費税導入」直後という政治的緊張状態のもとで提出されたものであり、政治的バランスが変われば、法務省が将来再び中小企業に的を絞った「第四次商法改正」を狙う可能性があることを指摘せざるを得ない。

2. 商法「改悪」反対運動の経緯

何回商法の改正が図られようとも、全青税は、納税者の権利を擁護する使命を有する税理士の意識ある団体として、中小企業の切り捨てにつながるような商法「改悪」には断固として反対の闘いを続けなければならないと思う。今後の活動の参考にもなることを念じて、この6年間の反対運動の経緯を振り返ってみたい。

(1) 「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」の意見照会（昭和59年5月9日法務省民事局参事官室）のころ

標題の意見照会は、当時の法務省民事局参事官室の稻葉威雄審議官が中心となって、経団連、商工会議所、中小企業関係団体、日税連、公認会計士協会、日弁連、法人会等関係各団体に対して一斉に行われた。1981年の第二次商法改正の際に積み残しとなった「最低資本金」及び「大小会社の区分」並びに「合併」についてその後検討を加えた問題点について意見照会がなされたのである。

この「問題点」の中には、特に中小企業に与える影響が大きく、全青税としても見過ごすことのできない事項が数多くあった。これに対する全青税の意見書では総論において、税理士が外部「監査」人となれば、「納税者の権利を擁護する税務代理人としての税理士の地位」と矛盾し、結果的に税務監査を押しつけられて、税理士制度の崩壊につながることとなる危険性を指摘し、各論において、中小企業の圧迫につながる「問題点」について理由を附して改正反対の意思表示を行った。また、法務省への意見書提出に先立ち、全青税は1984年6月には「商法「改正」で中小会社はどうなる？」というタイトルの小冊子を発行し、第三次商法「改正」の動向とその問題点を広く税理士会会員と中小企業関係各団体に訴えた。

関係団体の意見書の内容を見てみると、(1)「最

「低資本金制度」については、株式会社＝2千万円、有限会社＝1千万円とする「問題点」に対し、「高過ぎる」との批判が中小企業関係団体から多く寄せられた。(2)「貸借対照表等の登記所における公開」については、経団連を代表とする大企業関連の経済団体は賛意を示し、全国中小企業団体中央会のような数多くの中小企業関係団体は反対の意思を表明した。(3)「中小企業に対する会計専門家による外部「監査」(後の会計調査人調査)の導入」については、各大学の法学部等の意見は賛否両論があったが、経済界においては、「監査」の有用性に対する疑問と費用負担の増大の観点から、反対の意見が多数を占める結果となった。

日税連は、第二次商法改正までは、法務省による商法の中小企業に対する各種の規制強化案に対して、一貫して反対の意見表明を行っていたのであるが、この「問題点」における意見書ではそれまでとはかなり違うニュアンスの回答を出すことになっている。すなわち、専門家「監査」人に対する税理士を入れること(「監査」導入賛成と等しい)や、最低資本金制度の導入の容認である。

日税連の基本的スタンスが変わったのは、この「問題点」のうちの「七・計算・公開に関する問題点」で会計専門家たる外部「監査」人の例示の末席に「税理士」が加えられたことが原因である。それまでは、日税連では公認会計士協会との職域論争において縦割り論を展開し、税務は税理士、監査は公認会計士それぞれの職域であり、税務代理人と会計監査人とは兼務することはできないとの意見統一をしていた。そして、商法本法中に外部監査制度を導入することに反対し、監査特例法上の、資本金5億円以上又は負債総額2百億円以上の株式会社を対象とした会計監査人による監査の基準が引き下がることに一致団結して反対していたのである。この日税連の考え方の変更は、税務官公署OBの税理士が大量に生産されていく現行の税理士法そのものに根差しているものと言わざるを得まい。

さらに日税連は、この「問題点」公表直後から意見書作成と平行して税理士による外部「監査」制度構築の準備を進め、1984年7月6日には商法対策特別委員会が「会計帳簿適法作成証明(仮称)制度に関する基本構想(タタキ台)」と「実施準則」(仮称)なるものを作成した。この基本構想は織

本秀實日税連会長の意向を受けて、「(1)正規の監査とは異なる限定された「監査」として、(2)社会的に有用であり、(3)中小会社にとって現実的に受け入れられ可能な制度として、また、(4)外部「監査」人の負担と責任に配慮して構成されるべきである。」といいういわゆる「4条件」に拘束され、現実的に考えれば矛盾に満ちた、構成ないし実施は不可能と思える制度構築を目差すものであった。

全青税はこの「証明基準」の基本構想段階からいち早くその矛盾点を認め、1984年5月6日には西川進会長名で日税連正副会長・常務理事宛に意見書を作成し、「客観的独立性」、「助言義務規定」、「監査基準との関係」等の問題点を指摘して日税連の軌道修正に努めた。しかしながら、日税連商法対策特別委員会は、佐藤裕志委員長を中心としてこの「証明基準」の作成を進め、1985年2月19日には「日税連/会計帳簿商法作成証明基準」(第一次検討資料)を発表し、税理士会々員に対し、あたかも、「税理士による会計監査」がすぐにでも実現するかのような錯覚を抱かせた。

全青税では、この「問題点」の公表以来度々全国各地で「拡大商対委員会」を開催し、改正の方向について勉強を重ねると共に理事会等へ常に最新情報を提供し続けた。また、パンフレット等を活用して会員に向けての知識普及に努め、要請に応じて各単位青税に勉強会の講師を派遣し続けた。さらに全国大会や秋のシンポジウムには必ず分科会に制度問題を取り上げ、特にこの商法「改悪」について問題点を研究し、青税会員の認識を高めるべく努力した。

(2) 「商法・有限会社法改正試案」(1986年5月15日・法務省民事局参事官室)のころ

日税連商法対策特別委員会は第二次検討資料として「専門家「監査」の基準、内容等の考え方」を1986年2月3日に取りまとめ、税理士会会員に公表することなく、商事法務研究会内の「商法監査問題研究会」に提出した。全青税はこのキナ臭い動きに素早く対応して、1986年1月10日に小澤岳彦会長名で日税連各理事に「第三次商法改正に関する要望書」を提出し、民主的会務運営を求めた。

第2弾の法務省からの意見照会が「改正試案」

の形で行われた。意見書の提出期限は1986年の11月15日であった。全青税では早速拡大商討委員会を開催して「試案」の内容について検討を加えたが、「問題点」の意見照会時の反対意見はほとんど反映されず、やはり中小企業にとって苛酷な規制が課されるものとなっていた。この内容を受けて同年5月10日には東京税理士会館において、全青税主催により寸劇「恐怖の税務調査」を上演し、「試案」通りに商法改正が行われたときの税理士の苦悩を小野浩道東京青税会長の名演技を通して会員にアピールした。寸劇そのものは随所にユーモアを取り入れたもので、観劇者一同笑いに興じることができたが、後になると背筋が寒くなるような話であり、「明日は我が身」とあらためて商法「改悪」反対に取り組む必要性を感じた参加者が多かったものと想像する。

同年8月には全国単位で税理士会に向けて「第三次商法改正に対するアンケート調査のお願い」を実施し、「試案」の問題点を青税会員に限らず広く認識してもらう方策をとった。

そのころ全国の税理士会は着々と「試案」に対する意見書作成を進めていた。最大の争点となるのは「試案」における「会計調査人による調査」と「会計専門家による指導」並びにそれらに関連する「貸借対照表等の登記所における公開」であった。各税理士会の意見書は8月末日までに日税連に提出され、日税連がそれらを取りまとめて法務省に提出するはこびとなっていた。税理士制度の根底を揺らす問題である「会計調査人による調査」に関しては、明確に反対の意見となっていたのは、東京税理士会のみであるという、誠に危機的状況にあった。全青税は、税理士制度と税理士が納税者の信頼を失いかねないという危機的状況を乗り越えるため、「中小企業の育成・発展を阻害する「商法・有限会社法改正試案」に対する署名活動」を展開し、署名簿を使って法制審議会商法部会へのアピールと国会への陳情活動を繰り返した。また、「商法「改正」でだいじょうぶですか?あなたの会社……」というタイトルの小冊子を作成し、改正試案による規制強化の恐ろしさを全国の中小企業に対して訴えた。

1986年7月27日の全青税ヨコハマ大会のシンポジュウムにおいては「商法改正・寸劇模擬税務法廷」を担当し、2名の弁護士にも協力して頂いて、

寸劇「恐怖の税務調査」の続編を上演し、会員の関心を集めた。また、このヨコハマ大会では大会特別宣言を採択し、「商法・有限会社法改正試案」が中小企業の成長と発展をさまたげるものであり、全青税は商法「改悪」に反対し、行動するという宣言を高々と掲げた。

これらの反対活動の集大成として、商法改悪反対対策本部を全青税内に発足させ、1986年10月23日には「商法改悪反対総決起集会」が衆議院第二議員会館で決行された。この集会のスローガンは、「(1)中小会社を切り捨てる最低資本金制度の創設、引き上げ反対!(2)中小会社つぶしの計算の公開に反対!(3)中小会社いじめの取締役等の責任強化反対!(4)税理士制度の崩壊につながる「調査」制度導入反対!(5)国民のための税理士制度を守ろう!」であった。当日は、関係団体として、専税、税経新人会、婦税の方々にも出席して頂き、社会党の土井たか子委員長を始めとする自民・社会・公明・共産各党の国会議員の先生方にも各党の商法問題に対する取り組み方を報告して頂いた。その後改悪反対を訴える声明文を採択し、その日のうちに、参加単位青税別に分かれて各省庁、政党、中小企業団体、会計士協会等へそれぞれ意見表明を伝達した。ちょうどその総決起集会のころから大型間接問題が再浮上し、全青税の制度問題の中心は「税制改革」へと徐々に移行し、「売上税反対」運動が急速な盛り上がりを見せて行ったのであった。

(3) ヨーロッパ商法視察団派遣まで

1986年11月15日の法務省への意見照会期限に向けて、全青税は早々と7月27日に意見書を提出し、その後日税連の動向を理事会の傍聴等を通じて注視し続けた。日税連は「試案」の意見書において従来の主張を繰り返していた。しかし、会計調査人制度に関するいわゆる「4条件」に固執するあまり、会計調査人制度構築は理論的に行きづまって壁につき当たっていた。

一方、法制審議会商法部会は、「試案」に対する意見書を関係各団体から受け取った後、一定のペースで各問題点に対する検討作業を加えて行った。

全青税では、各団体の意見を一覧表にまとめた

からは、「売上税反対」運動に多くのエネルギーを注ぐこととなり、商法問題に関しては、法制審議会商法部会の動きを商事法務等で知り会員に報告する活動を続けていた。1987年7月の第20回京都大会は、記念大会ということで過去最大の青税会員の参加で賑わったが、5月の第108通常国会で売上税法案が廃案になった直後でもあり、商法問題に関してはひと休みの感があった。

法制審は、二回にわたる意見照会の結果をふまえて商法改正の審議を続けていたが、全青税に代表されるような反対意見の多さに驚きの色を隠せず、中小企業の規制強化案の法制化の難しさを徐々に感じ始めていた。

1988年3月に、法制審は「要綱案」を発表したが、この頃から会計調査人制度の導入の非現実性を認識し始めたものと思われる。また、法務省から国会への法案提出時期も他の重要法案とのからみで、当初の1989年春から翌年春へと延期される可能性が強まっていた。

全青税ではこの間を捕らえて、日税連商対の傍聴、質問書の提出、会員向けキャンペーンビラの配布、中小企業向けのパンフレットの作成などを行ってきた。1988年5月11日には益子良一商対委員長のもとに、衆参両院の法務委員会と商工委員会の委員に対して商法改悪反対の国会陳情活動を行った。法案になる前の段階での活動の重要性を認識すると共に、各政党の国會議員に「第三次商法改正」の持つ大きな問題点を再確認してもらった点で大きな意義を持つ行動であったと評価できる。

全青税は、それらの活動と平行して着々と準備を進めて、1988年10月には前全青税会長の新国信団長を擁した「ヨーロッパ商法視察団」を派遣した。イギリス、ドイツ、フランスの3国における中小企業の「監査」と「公開」の問題を研究するため、現地の弁護士、会計士、税理士等との情報交換と意見交換を行った。そのときの懇談の1つの成果として、西ドイツのメッカーソフ自由職業人協会副会長が1990年4月に来日し、西ドイツにおける税理士制度について講演されたことは記憶に新しい。

この欧洲視察団の視察内容は、「欧洲公開・監査実情視察報告書」にまとめられ会員の手元に届けられたが、予想どおり、中小企業に「監査」や

「公開」を義務づけても社会的な有用性は少なく、むしろ弊害の方が大きいという実態が明らかになつたのであった。われわれ全青税の商法問題に対する主張の正しさを実証することとなった。

日税連は、「会計調査人調査要綱試案」と「調査実施準則試案」を1988年11月に、1989年4月には「会計調査人要綱案」を取りまとめていた。さらに、法務省主導により1989年5月17日に商事法務研究会内に設置された「調査問題検討研究会」に瀬戸副会長と佐藤商対特別委員長を出席させ、何とか「会計調査人制度」を商法に導入させようと躍起になっていた。しかしながら、それまで商法改正問題の中心に位置していた稻葉参事官がこの役職から離れたことに伴い、「会計調査人制度」を導入することは日税連にとって絶望的な状況に追い込まれていった。

(4) 「法律案」国会提出まで

法制審議会商法部会は第三次商法改正に関する幅広い審議を継続し、1989年7月には「商法等の一部を改正する法律案要綱(案)」のうち、中小企業に係が深い部分の審議に入った。調査問題検討研究会は法制審の意向を受けて「調査」問題の検討を続け、「中間報告」という形でその研究内容を公開した。この研究会は、大学教授、公認会計士、税理士各界から人材を集め、大谷参事官を中心にして商法における「会計調査人制度」構築の可能性を検討するものであった。

中間報告では3案が併記され、商法学会、日税連、公認会計士協会それぞれの意見を1つにまとめることはできなかった。この段階でついに法務省は、今回の商法改正における「会計調査人」制度の導入を断念した。

1990年2月28日に発表された「商法等の一部を改正する法律案要綱案」は同年3月14日の法制審議会総会の了承により「商法等の一部を改正する法律案要綱」となり、法制審は今回の商法改正に関する歴史的使命を終えた。同要綱には「会計調査人制度」は入らず、「取締役・支配株主の責任強化」も入らなかった。残る問題は「貸借対照表等の登記所における公開」と「最低資本金制度」である。「公開」の範囲は、資本金3千万円以上または負債総額5億円以上の株式会社に限定する

構想であったが、自民党の商工部長と中小企業調査会長から公開基準の申し入れが法務部会長あてに出されたことにより、今度は日税連があわてることになった。すなわち、「会計調査人制度」が導入されず、かつ、資本金1億円以上の株式会社の計算が登記所で公開されることになれば、将来において、監査特例法上の資本金基準が5億円から1億円に下がり、税理士の職域縮小になると案じたのである。日税連は、一転して「公開」の基準が引き上がることにはっきりと反対の立場に回ることになった。

このような変転をへて、最終的に1990年4月に法案が国会に提出された段階において、「貸借対照表等の登記所における公開」も改正点からはずれたのである。

3. 商法改正法律案の問題点

正式には「商法等の一部を改正する法律案」として国会に提出されたが、「中小企業いじめ」の規制案のうちかなりの部分がはずされているものの、この法律案にまったく問題がないわけではない。

「最低資本金制度」は株式会社=1千万円、有限会社=3百万円とされ、既存会社のうち最低資本に満たない会社は5年以内に増資するか、組織変更をしなければならない。それらの登記を怠ると、登記官により解散したものとみなされてしまうのである。その他に、大企業有利と思われる改正点に「一人会社の設立」、「譲渡制限付株式の取得者からの承認請求」、「社債発行限度額の制限の緩和」などがある。

この拙文がお手元に届く頃には改正法は成立てしまっているかも知れない。けだし、最終の法律案は法務省が当初意図したものとかなり変わつておらず、現状の国会審議においては与野党対決法案とはなりえないとされているからである。

4. 今後の運動と税理士の使命

税理士制度を根底から覆すような「会計調査人制度」と「登記所における公開制度」導入は、商法「改悪」反対運動の成果として幸いにもくい止めることができた。しかし、法務省はこれらの問題に目をつぶったわけではないし、政治的、社会

的状況が大きく変わったときに再び提案してくることもある。そのときわれわれ税理士は何をすべきであろうか？

日本の高度経済成長を底辺で支え、税理士制度とともに発展してきた日本の中小企業をあくまでも守り抜くのが「納税者の権利擁護」を使命とする税理士の基本的スタンスである。ゆめゆめ「職域拡大」などという甘いことばに惑わされて、中小企業いじめの最たる「会計調査人制度」や「登記所における公開制度」を安易に受け入れるべきではない。

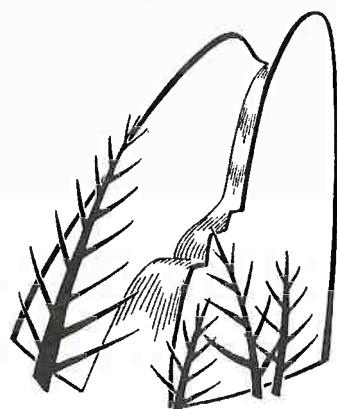
登記所の受け入れ体制からいって、現在の状態では数多くの株式会社の財務書類を公開するのは不可能であるが、将来光ディスク方式が採用された場合には受け入れ可能となろう。その体制が整ったときに「第四次商法改正」が提案されることとなろう。

税理士会は「納税者の代理人」たる税理士制度の本質をはつきりと認識し、日本の中小企業を守り育てる方向に進まなければならない。そのためには、税理士法改正に関する「基本要綱」に沿った形での税理士法の見直しと日税連の機構改革が必要であるものと考える。

我々青年税理士は以上の点をふまえ、税理士制度の発展のみならず、良きパートナーたる中小企業の法的保護と育成に向けて不断の努力を続けなければならない。

会員諸兄のさらなる健闘を期待したい。

1990年5月



キラメク夏



函館全景 (カムイ・ピリカ)

▼昭和新山 (カムイ・ピリカ)



きっと
楽しい
思い出に

第23回全国青年税理士連盟さっぽろ大会

1990年8月5日(日)~8日(水) 前夜祭8月4日(土)

心よりお待ちしています 実行委員会一同



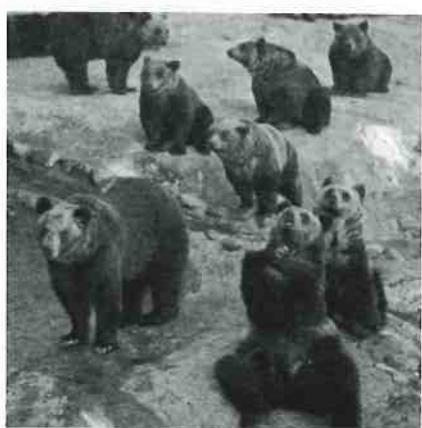
キタキツネ (マリモ・ハマナス)



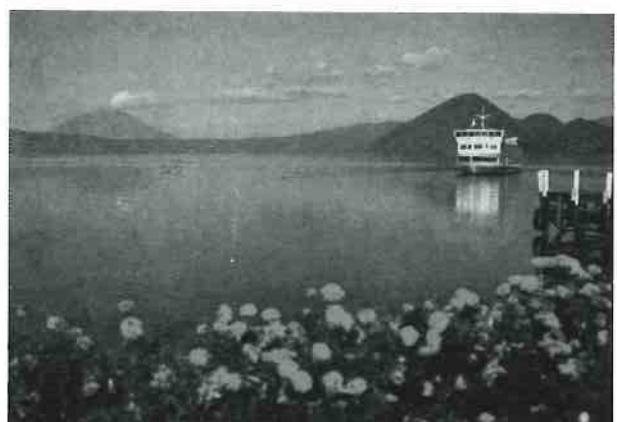
屈斜路湖 (マリモ・ハマナス)



時計台



クマ牧場 (アカシヤ・ピリカ)



洞爺湖 (カムイ・ピリカ)

北の大地が
呼んでいる

メッカースホフケルン税理士会会長 訪日講演を終えて

粕 谷 幸 男 (東京)

1. メッカースホフケルン税理士会会長を何故招 へいしたのか

4月14日(土)から4月18日(水)にかけて、東京、横浜、大阪の3会場で、メッカースホフケルン税理士会会長招へいの講演会を、東京、神奈川、近畿の各単位青税が、おこなった。この講演会は、各地の単位青税が、東京では30周年、神奈川では20周年、近畿では25周年と創立以来記念すべき年に本年があたり、各単位青税の記念すべきイベントの一環として取組まれたものである。



この企画に対して通信の発達した時代に、外国からわざわざ呼んで税理士制度の話しを聞いててもしょうがないという声や、自分たちのかかえている仕事に役立つようなもののはうがよいという声もあった。しかし、この際、イベントとして、普段出来ないような企画をすべきだという声も強く出された。

1989年の11月の東京青税の常任幹事会で、西ドイツから税理士を招へいすることにG.O.サインを出してもらい、メッカースホフ氏と神奈川青税と近畿青税との日程の調整、予算、招へいにあたって、全青税、東京税理士会との関係の決定等々、4月までにやらなければならないことが、当初想像もしていなかったどわんさと出て来たことは、招へいを計画したときの安易な気持ちをふきとばせてくれました。

ところで、メッカースホフケルン税理士会会長の講演のテーマを「欧洲統一市場における税理士」



に決めるにあたって、私達は何が聞きたいかにかかるており、苦労したところでした。この講演の目的について、マスコミ各社にこの講演会の参加を呼びかけたときの文書が比較的まとまっているのでこれを引用させていただきます。

この講演会は、1992年の欧洲統合にあたって、ヨーロッパ各国の「士業」制度の調整、再構築がなされようとしておりますが、そこから派生する問題点はわが国の「士業」の国際化にあたって参考になるのではないかと考え企画しました。

すなわち、私たちの職業であります税理士制度一つをとってみても各国間の調整等をおこなうにあたって解決しなければならない大きな問題があります。ヨーロッパでは税理士制度が確立しているのは西ドイツのみで、1992年の市場統合にあたって、ヨーロッパ各国の税務を扱う会計士等（各国資格取得のしかたが異なっている）が、西ドイツ国内に税務を取り扱う支店等の設置を自由に行えるようになります。もちろん、西ドイツの税理士もイタリアに支店を設置できるようになります。税務を取り扱うのに各国の資格取得の程度が異なっている専門家が入り乱れて存在することとなります。そうなると、西ドイツにおける税理士制度ははたして存続しうるのか。あるいはどう変化していくかとしているのか。

このような問題は税理士制度だけの問題に限らず、「士業」全般にわたるものと考えられます。各国の歴史のなかで培われた「士業」が、国境と

いう壁を取り外そうとするとき、「士業」に対する依頼者の利益を最大限に發揮するため、「士業」の既得権益を守るとかその歴史を尊重するとかとの考えを振り出しに戻して、再調整、再構築が進んでいるようです。日本の経済の国際化がますます進む状況のなかで、税理士制度の国際化を考えるにあたって西ドイツの経験が参考になればと考えています。

マスコミで、1992年の欧州市場統一をとりあげるにあたって、ヨーロッパにおけるわが国のマーケットの確保、拡大等の経済進出の側面から報じられてきたと思います。しかし、ヨーロッパ各国の国民はあらゆる分野において各國間の経済制度の調整、再構築を粘り強く行っております。

ところで、日本においては株式会社の計算書類の登記所での公開をしようと今春商法改正が予定されておりますが、西ドイツでは聞くところによると小規模会社の計算書類の公開をサボタージュしている会社が多数あると言われております。わが国の会社制度、特に計算書類の公開の制度を考えるにあたって、西ドイツの経験が参考になると思い今回の講演でその点も触れていただくことになっております。

2. メッカースホフ講演では、どんなことを話されたか?

メッカースホフ講演の内容の詳細については、後日、全国青税から講演報告集が出版される予定ですので、それをご覧下さい。当日の講演を聞けなかった方に、当日の講演の概要を紹介したいと思います。

なお、この欧洲共同体の1992年における統合について、総括的なお話ししが出来るのは、西ドイツにおいても、メッカースホフ氏以外におりません。なぜなら、氏が西ドイツ連邦税理士会の会長を永い間なられ、その後、EC委員会の理事として、自由業者のECにおける統一の作業にかかわっている責任者であるからであります。そして、現在も統一に向けての作業を進めているかたわら、東西ドイツの統一作業が新たに発進して来ておりましたが、それにも関与しようとしております。そのような意味で、フーベルト・メッカースホフケルン税理士会会长は税理士会だけでなく、自由職業人連盟副会長として、自由業者全体について話し

が出来る最良の方を私たちは招へいすることが出来たことを報告しておきます。

まず、導入部でEC統合の意義について述べられている。

1985年6月のEC委員会の白書には、次のように述べられている。

『3億2千万人の巨大な統一市場の完成には、EC諸国が総ての種類の障壁を撤廃し、その規則の調和をはかり、法律の規定と税体制を調整し、金銭的分野での協力関係を促進し、そして、ヨーロッパの企業が協力出来るような必要な援護策をとることが必要である。』

すなわち、ECの統一目標は、商品流通の障壁のない統一域内市場の実現、人材、サービスそして資本の自由な流通のための障害の撤廃、共同市場内での自由競争のゆがみを防止するシステムの導入、支障のない共同市場の機能のために必要な法規定の調整、そして、共同市場の利益のための間接税の調整である。

ヨーロッパでは、120万～150万の自由業者がおり、西ドイツでは自由業者は40万人、うち約5万人が税理士である。今後、サービスの需要はますます増大していきます。新しい分野を切り開き、これまでの業務分野での開発を行くのによいチャンスでもあります。

そして、自由業の観点から、域内市場の発展ならびにサービス市場の拡大のためには、次のような措置が必要です。

- a) 業務の履行及びその調整のシステムがヨーロッパの市民、企業そして法人の変化しつつある要求に合致して行かねばならない。
- b) 自由業は、職業道徳上の基本的要求を崩さずに、自分自身の職業構造もチェックする必要があります。職業道徳には、その職業が、益々その再教育に努め、そのサービスの質を確保し又、向上させる事が含まれます。
- c) 必要な情報を得ることも必要です。
- d) 教育期間と外国における専門分野を取り込むよう、それぞれの職業でチェックする必要があります。

また、自由業の供給が積極的かつ域内市場の要求に適したものであるためには、職業法の改訂が次のような点から考えられねばなりません。

- a) ドイツ国内及び外国との間で、自由職業者

間の協力の増大が必要である。(例えばパートナーシップ法による方法)

b) 市場全体の競争を考慮した実質的な職業法の制定及び改正。その際、仕事の質、依頼者との信頼関係及び消費者の保護の観点から、また、価格競争が第一義としないことも重要である。また、一方、自由業者の活動にとって不必要的制限も国外からの競争相手も考慮して撤廃されねばならない。

つぎに、ドイツの税理士制度について述べられた。税務相談を制限なしでおこなえるのは、税理士、経済監査士、弁護士及びその法人会社である。

a) 税理士業の課題

b) 税理士の資格と試験制度

c) 税理士としての権利義務

などについて、詳細に述べられたが、日本における税理士制度と西ドイツにおける税理士制度とは、多くの点で共通点があるが、大きく異っている点がある。

すなわち、ドイツでは税理士には税務についての裁判の代理権があることと、税理士会が完全自治権を持っており、職業裁判権をもっていることである。また、税理士には職業保険の義務付税理士会社が出来ることである。

そして、本論では税理士の欧州域内市場の展望について展開しております。

ドイツ税理士法に相当する法制度を持った国は他のEC11カ国にはありません。そのような状況のなかで1992年にEC統合を向かえるわけですがヨーロッパの税理士の分野にとっては、人材とサービスの流通上の制限を撤廃するという目標が特に重要です。しかし、このことは各国の職業法上の規定の撤廃は意味していません。他の加盟国の税理士(EC のドイツ以外の国で税務を取り扱う職業人を便宜的に税理士と呼ぶ)は、そのサービスを行うそれぞれの国の職業法に基本的に今までどうり従う必要があります。EEC条約は、たんに各国の職業規定をEC基準で整合させることを要求するものです。税理士としてEC域内で支店を自由に設けることやサービスの自由流通のために必要なことは、各加盟国で税務を取り扱う職業を行うのに必要な許可を取ることです。すなわち、ドイツ連邦共和国では、EC基準により卒業終了

証、合格証明、能力証明などが必要とされます。ドイツ税理士法改正案では、そのために「適合試験の導入」が予定されております。もし他の11のEC加盟国の税理士が、この適合試験に合格すれば、ドイツで税理士業務をおこなうことが出来るわけです。

域内市場が出来上がると税理士並びに他の自由業者(弁護士、経済監査士等)は、そのサービスを総てのEC加盟国で提供する制限の可能性をもつことになります。どこでも事務所を開設することが出来るわけです。そこで、いくつかの問題点が発進して来ています。

①営利企業が税務の分野にのり出すことである。すなわち、企業が国境の撤廃と商業取引きの障害の除去により、その業務、その商売等を他のEC加盟国へ広げて行きたいと希望しているからです。営利企業が税務をおこなうことは、自由業としての基準である自主性、自己責任、誠実、秘密保持及び職業に反する宣伝の放棄という依頼主の利益が実現されなくなることから大きな問題である。

②職業宣伝の自由化の要求である。

このことは、職業の宣伝を制限することは、純粹にその仕事に則した立場を表わし、そして、相談を必要とする依頼主の信頼を強めるのに適しているということを無視することとなるから問題です。

③手数料規定は、依頼主に不利であり、質のよくないサービス提供者を保護することになるので廃止すべきであるという要求である。

手数料規定は、自由業者の機能とサービスの種類に則したものであり、特に依頼者の利益を守るものである。さらに、手数料規定により自由業者間の価格競争が制限される。これらのことから、手数料規定は廃止すべきではない。

④職業許可の制限の廃止

この意見に対して、自由業者の職務の前提として、最低の資格は維持されねばならない。また、消費者には自由業者の質の良し悪しが分らないという点からしても、職業許可の制限の廃止はすべきではない。

ヨーロッパでの自由業者の競争力を強め、自由業者に会社形態を可能にするためパートナーシップの基準作成をEC委員会は現在検討中である。それは、自由業者の需要に応じた会社形態を見出

そうとしているものです。これは、法人であるが自由業者それが依頼主に対しては自然人として対応するといったものになる様です。

最後に、中小企業の決算書公開の現状報告がなされました。紙数の関係で報告集にゆずることとし、ヨーロッパにおける自由業者組織の欧州憲章が、報告されました。この自由業者組織は、日本ではなく、ヨーロッパでは自由業者の経済的利益、職業制度を守るために有効に働いており、このような組織が日本に出来ることを希望していることが述べられた。

3. メッカースホフ講演の投げかけた課題

メッカースホフ講演が各地でおこなわれましたが、この講演を聞いての感想は、人それぞれ異なりましょう。私なりに、この講演から日本の税理士業界に投げかけられた課題を2、3述べることいたしましょう。

1. 日本経済の国際化にあたって、税理士資格も開放せざるを得ない時代が来るであります。ドイツでは、ドイツ語による適合試験の導入が検討されている。ドイツ語の理解出来ない税理士なんて実際には、ドイツでは仕事が出来ないのは当然でしょうが、適合試験による税理士資格の開放に一定のワクをはめていることに感心し、日本における国際化に際しても、ECの取組みが参考になりそうだ。

2. 企業のサービス需要の増大による税理士側の対応について一つの解決策として、税理士会社

の変革の検討について、すなわち、日本では税理士会社の制度化すらない。そして、税理士会社の制度化の方向性として、EC委員会で検討されているパートナーシップ法の考え方方が参考になる。

3. 職業責任保険と職業裁判権、訴争代理権の問題

4. 自由業者の団結

この自由業者の組織化は、ヨーロッパでは、長い歴史がある。この自由業者の組織化は、フランス、イギリスにもあり、各国活発に、政府に対して発言しているとのことである。この自由業者の組織化は、日本に存在していないことが現在不思議でならない。日本の自由業者が組織化することによって、営利企業が自由業者の分野に参入してこようとしていますが、これに対して、自由業者全体で主張することが可能であります。

4. おわりに

メッカースホフ講演は、東京、神奈川、近畿の3会が直接担当しておこないましたが、全国青税の執行部の協力のみならず、全国青税の国際交流の伝統の蓄積がなければ、メッカースホフケルン税理士会会长を招へいすることは出来なかつことであります。この場を借りて、お礼申し上げます。

今回の招へいが、日本の税理士制度の進歩にすこしでも貢献するならば、招へいの実務にたずさわった者として望外の喜びです。

メッカースホフ氏

歓迎パーティー

スナップ

(神奈川)



全 国 会 員 の ひ ろ ば

友 の 死

岩 根 修 象 (岩手)



先日、学生時代の友の訃報に接した。脳内出血による急死であった。卒業以来18年、音信不通の友であったが、元気に活躍していると聞いていた。試験を一緒に受けに行ったこと、よく徹夜で麻雀したことなど思い出が尽きない。働き盛りであり、家族を遺し、さぞかし無念であったろう。

また、最近、新聞紙上等において、脳死、臓器移植の問題が大きく取り上げられ、昨年11月の島根医大による生体肝移植が実施されて以降は、全国の医療機関で、臓器移植の申請が多く続いていると報道されている。おりしも、他日、医療会計セミナーに出席したおり、その講師によると、人間の本来の寿命は120才位であり、西暦2000、2、

30年には、癌も治り、脳以外の臓器はすべて、移植可能と言う。医学の進歩は、人類共通の財産であり、臓器移植は病苦と戦っている患者にとって最後の手段であり、希望であることは言待たないが、一方においては、提供者の死の確認という大きな問題を抱えている。脳死は医学的には、蘇生不可能であっても、家族にとって心臓が鼓動している状態での死の受容は受け入れられ難いことである。生は人間にとて最も基本的な権利であり尊厳であり、誰もが犯すことのできない領分であることも事実である。

なにぶん、脳死の医学的知識も理解していない匹夫にとって、臓器移植の是非を論ずることは出来ないが、病が人間にとて不可避な以上、身近な問題であり友の死を契機に考えてみたいと思う。

友に合掌。

'90 秋季シンポジウムのお知らせ

愛知県瀬戸市へどうぞ

1泊2日のたっぷり研鑽。分科会テーマもずらり。特に注目していただきたいのは特別企画。新入会員の方々に、有意義なものと確信いたしておりますので、お誘い合わせの上多数ご参加下さい。

日 時 今秋11月17日(土)・18日(日)

場 所 愛知県労働者研修センター

瀬戸市川平町78定光寺自然休養林内

内 容 I 分科会(17・18日)

- ①土地税制 (全青法対策部)
- ②海外子会社の法律と税務 (東京)
- ③納税者に喜ばれ且つ相当な報酬を頂く為の相続税申告システムの確立について (埼玉)
- ④海外不動産投資 その形態と税理士の果す役割 (名古屋)

全国レベルの情報満載!

⑤法定外文書資料の実態と問題点(近畿)

⑥一人医師医療法人・是か非か!!

(神奈川)

II 特別企画(17日夜)

“大いに語ろう！青税仲間と”
事務所経営、調査立会、新規開拓
など何でも自由に。お酒OK。

◎詳細は、案内書・参加申込書を9月頃に会員配布予定。

問合せ先 山下修三(078-392-4561)

森林浴など自然との親しみ、星空の中眼下に広がるパノラマ夜景は、きっとあなたの目をなごませてくれるでしょう。

秋の一日を瀬戸で青税仲間と楽しく過しませんか。

研究部長 山下 修三